

## 「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)が改正されました。

「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)とは、事業主及びその団体が、労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めたものです。

「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)は、平成18年4月に策定し、適用されてきましたが、平成19年12月に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたことを踏まえた改正が行われ、平成20年4月1日より適用されてきました。

今般、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、「休暇取得促進への支援措置」として、「労働時間等設定改善法に基づく『指針』を見直し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図る」ことが明記されたことを踏まえた改正が行われ、平成22年4月1日より適用されることとなりました。

労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)に関する詳細については、下記(青字)のアドレスをクリックしてご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/index.html>

仕事と生活の調和の実現には、次のような取組が重要です。

- ・労働時間等設定改善委員会などの労使間の話合いの機会を整備する。
- ・年次有給休暇を取得しやすい雰囲気作りをする、計画的な付与を行う。
- ・ノー残業デー、ノー残業ウィークなどの導入・拡充を図る。
- ・育児・介護を行う労働者、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者の健康と生活に配慮する。

(担当部署：佐賀労働局 労働基準部 監督課 (電話)0952-32-7169)